

小型家電専用回収ボックス・電池類専用回収ボックス設置箇所

乾電池、ボタン電池、コイン電池は、テープで絶縁した上で**赤色のボックス**に、充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）は、使い切ってから**青色のボックス**に入れてください。



市役所

各支所・中央公民館 南部公民館
西田中町ふれあいセンター 保健センター
DMG MORI やまと郡山城ホール
総合公園施設 清掃センター



清掃センターへのごみの持込み

(処理手数料が必要な場合があります)

家庭の一時的 多量ごみ	引越しごみ等	引越しや家の整理の際などに出る日用品的なごみの内、清掃センターで処理が可能なもの。
	剪定枝・刈草等	ご自身で刈った庭の剪定枝や刈草等。 長さ1m以内、直径8cm以内のもの。 ただし、竹は長さ40cm以内、直径8cm以内のもの。 ※業者が請け負ったものは、必ずその業者の責任で処理させてください。 ※自治会単位での申込により年3回まで自治会集積箇所での収集を行っています。
事業系のごみ (商店・事業所・農業などのもの)	紙くず等の事業系一般廃棄物の内、清掃センターで焼却可能なもの。 (清掃センターへ直接持ち込むか、市ホームページ掲載の許可を受けた収集運搬業者にご依頼ください。)	

[持込受付時間]

月曜～金曜の平日11時～12時 と 13時～16時

※ 祝日、年末年始については、「不燃物ゴミ収集予定表」や市ホームページに掲載しています。

※ 持ち込む際に必要なもの、処理手数料については、市ホームページをご覧くださいか、清掃センターへお問い合わせください。

飼い犬・飼い猫が亡くなったら

ダンボール箱などに入れて清掃センターへ持ち込んでください。(処理手数料が必要です)

* 持込時間は月曜～金曜の平日9時～12時と13時～16時。

* 飼い犬が亡くなった場合、登録の抹消手続きが必要です。

市役所の環境政策課 (TEL 53-1151) までお問い合わせください。

野良犬・野良猫の死体を見かけられたら

道路上などで野良犬や野良猫などの死体を見かけられたら、収集いたしますので清掃センターへご連絡ください。

**一人ひとりがごみの分別と排出のルールとマナーを守り、
美しい街をつくりましょう!**

大和郡山市

ごみの分け方と 出し方のルール

保存版

～ごみの**分別**と**減量**、
そして**資源化**の徹底を～

家庭ごみを正しく分別し、お出しいただくことは、限りある資源を再利用し、ごみを減量化することにつながります。また分別により、ごみ処理を安全かつ効率的に行うことができます。

市民の皆様におかれましては、ごみの分別収集に引き続きご協力をお願いします。

ごみの分別には、このリーフレットのほか、「**家庭ごみの分別と出し方手引き**」、市ホームページ掲載の「**ごみの分別辞典**」をご活用ください。

市では収集・処理できないごみ

品 目 例	処 理 の 方 法
消火器、廃油(天ぷら油、灯油、オイルなどの液状のもの)、薬品類、塗料、毒性・爆発性・引火性のあるもの(火薬、プロパンガスボンベなど)	販売店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼してください。
廃棄自動車、50ccを超えるバイク、タイヤ、バッテリー、自動車部品、ピアノ、温水機、農業用機具など	
家のリフォームなどで出る建築廃材(コンクリート、レンガ、扉、ガラスサッシなど)、土、石(漬物石含む)、ブロック、灰	
産業廃棄物、医療系廃棄物(注射針など)	購入店や買い替えの際に引き取ってもらうてください(リサイクル料金が必要です)。または、郵便局でリサイクル料金を振り込み、支払い済み伝票を現物に貼付の上、製造メーカーの指定する引取り場所に持ち込んでください。
特定家電品(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	

※ 収集できないごみを出すなど、ごみをみだりに捨てた場合は、法律により罰せられます。(5年以下の拘禁刑または、1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科)

※ 事業系廃棄物は、法律により事業者が、自ら処理し、その処理費用を負担するものとされていますので、市では収集できません。

大和郡山市産業振興部 **清掃センター**
クリーンセンター

大和郡山市九条町11-2 TEL 53-3463 FAX 55-3570
http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/

分別と出し方手引・分別辞典



ごみは分別して、各収集日の朝7時30分までに集積場所へ出してください。

燃えるごみ

週2回収集

(月・木コース
または火・金コース)

生ごみ、紙くず
小さなポリ容器
革製品
プラスチック類
などの小さな燃えるごみ



- 台所のごみは、**水分をよく切ってください。**
- 発泡スチロールなどビニール袋に入らないものは、細かくしてビニール袋に入れてください。なお、多量にできる場合は、清掃センターまで持ち込んでください。
- 食用油は、市販の固化剤で固めるか古紙などにしみこませて、少しづつビニール袋に入れて出してください。
- 家庭から出る少量の雑草、枝木については、月・木コースは木曜日、火・金コースは金曜日に出してください。

燃えないごみ

月1回収集 (毎月第__曜日)

(収集日は各自治会によって異なりますので、「不燃物ゴミ収集予定表」をご覧ください。)

空かん、空びん、陶磁器類
小さな金属物など



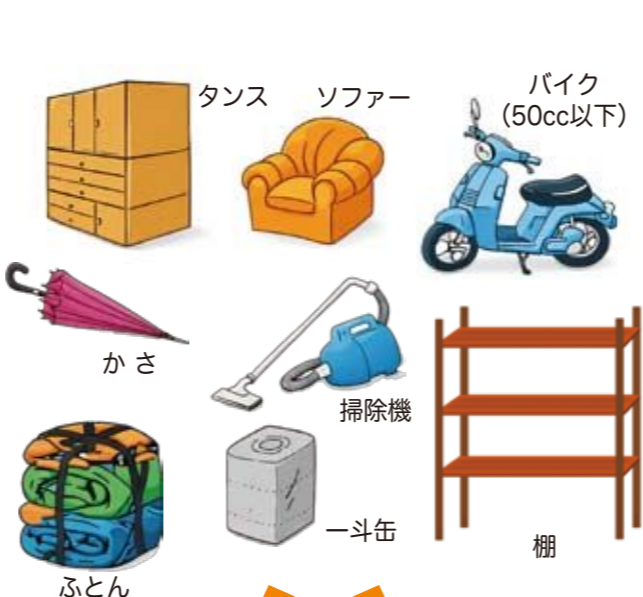
- 缶・びん類は、キャップをはずし中身をきれいに取り除いてください。
- ガラスの破片、刃物、カミソリなど危険なものは、**紙に包んで品物がわかるように表示して**、ビニール袋へ入れてください。
- スプレー缶や小型カセットボンベは、**中身を完全に使いきってから、必ず屋外で穴をあけてください。**
- ごみ袋に入らない大きさのものについては、粗大ごみの日に出してください。

粗大ごみ 有害ごみ

年3回収集 (収集日は各自治会長にご確認ください。)

※ごみの持ち去り、不法投棄防止のため、収集日程を電話等ではお答えしていません。
※粗大ごみ集積場所では「粗大ごみ」と「有害ごみ」は区別して置いてください。

家電製品(特定家電品を除く)
家具、自転車、ふとん、かさなど



- 木製家具・家電製品・ふとんなどの「焼却処理物」と、金属製品・自転車などの「金属類」に分け、整理整頓して置いてください。
- 50ccまでのバイク、石油ストーブなどは、**燃料、油類を使いきってください。**

ペットボトル

月1回収集
燃えるごみの収集日 ペットボトルの収集日
月・木コース → 毎月第2水曜日
火・金コース → 毎月第4水曜日
※ペットボトルの収集日が祝日の場合は翌週の水曜日となります。



▶収集の対象になるもの

飲料用、しょうゆ用、酒類用などに使われているペットボトルで、本体やラベルに上記のマークがあるもの。
※マークのないポリ容器や色つきのペットボトルは「燃えるごみ」に出してください。

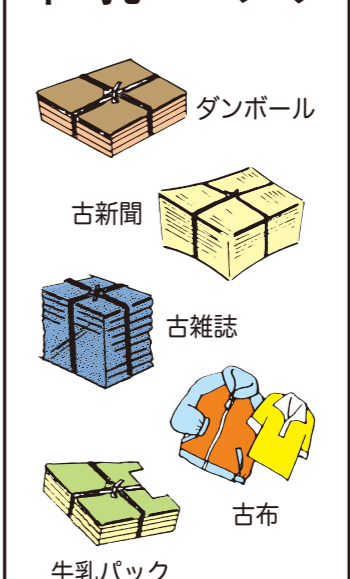


ペットボトルとキャップは別々のビニール袋(透明または半透明)に入れて出してください。
ラベルは「燃えるごみの収集日」に出してください。

資源ごみ

自治会や子ども会などの資源回収へ出してください。
(詳しくは、自治会長・子ども会におたずねください。)

ダンボール
古新聞
古雑誌
古布
牛乳パック



自治会や子ども会などの資源回収へ出してください。
地域で資源回収活動をしていない場合は、自治会単位で申込み月1回収集します。

限りある資源を大切に!

使用済小型家電

専用の回収ボックス(裏面の、市内公共施設に設置)をご利用ください。



この他にも、電話機(ファクシミリを含む)、携帯型ラジオ、チューナ、ヘッドホン及びイヤホン、ハードディスク、電子血圧計、電子体温計、懐中電灯、時計、カーナビなど、
回収ボックスに入らないものは、お近くの職員にお声かけください。